

令和4年度
第804回 農業委員会総会議事録

三島市農業委員会

第 804 回 三島市農業委員会総会議事

- 1 開催日時 令和 4 年 8 月 10 日(水)午後 3 時～午後 5 時
- 2 開催場所 三島市総合防災センター 1 階 防災研修室
- 3 出席委員 農業委員 : 14 名
農地利用最適化推進委員 : 11 名
- 会 長 1 番 廣瀬 和正
- 農業委員 2 番 高橋 徹司 3 番 細井 憲子
4 番 山田 貴臣 5 番 梶 公彦
6 番 佐藤 操 7 番 瀬川 稔
8 番 高橋 博幸 9 番 望月 正己
10 番 山田 隆志 11 番 山本 一喜
12 番 三浦 正康 13 番 神山 衛憲
14 番 市川 保
- 農地利用最適化推進委員 15 番 三枝 登志夫 16 番 遠藤 康之
17 番 栗原 一雄 18 番 佐藤 廣美
19 番 鈴木 和彦 20 番 細井 信
21 番 渡邊 毅 22 番 今井 洋平
23 番 新井 寿 24 番 伊東 忠彦
25 番 久保田 信幸
- 4 欠席委員
- 農業委員 なし
- 農地利用最適化推進委員 なし
- 5 議事日程
- | | |
|---------|----------------------------|
| 議案第 1 号 | 農地法第 3 条許可について |
| 議案第 2 号 | 農地法第 5 条許可について |
| 議案第 3 号 | 農地法第 3 条の 2 について |
| 議案第 4 号 | 農地中間管理事業法第 19 条の 2 について |
| 報告第 1 号 | 農地法第 4 条届出について |
| 報告第 2 号 | 農地法第 5 条届出について |
| 報告第 3 号 | 農地法第 18 条について |
| 報告第 4 号 | 租税特別措置法適格者証明 |
| 報告第 5 号 | 農地中間管理事業による農地利用配分計画の報告について |
| 報告第 6 号 | その他 |

6 農業委員会事務局職員	局長	渡辺 博信
	主査	西山 洋平
	主査	森田 将之
	主事	八木 啓志

7 会議の概要

【事務局長】 定刻になりましたので、これより三島市農業委員会定期総会を開始したいと思います。まず初めに会長よりご挨拶をいただきたいと思ひます。

(会長挨拶)

ありがとうございました。
それでは、総会の開会の宣告に入ります。農業委員会総会会議規則第六条第1項により総会の開会は、会長が宣告することとなっております。
会長、よろしくお祈ひします。

【会長】 これより第804回三島市農業委員会総会を開催します。

【事務局長】 次に委員の出欠の報告に移ります。
『農業委員会等に関する法律』第21条第3項の規定より、総会が成立するためには、農業委員の定数の過半数の出席が必要となっております。

本日の出席者は、農業委員が14名、欠席委員はありません。農地利用最適化推進委員が11名、欠席委員はありません。

【会長】 只今事務局より出欠の報告がありました。本日の出席委員は農業委員14名中14名の出席であり、定数の過半数に達しているため本会議は成立いたしました。
それでは、まず議事に先立ちまして、本会の議事録署名人に13番神山衛憲委員、14番市川保委員を指名いたしますがご異議ございませんか。

(異議なしの声)

【会長】 それでは、議題に入ります。

議案第1号農地法第3条許可、申請番号1番について、細井憲子委員より説明願います。

【細井憲子委員】 (議案第1号農地法第3条許可、申請番号1番について説明)

【会 長】 説明が終わりましたので、事務局より説明させます。

【事 務 局】 議案第1号農地法第3条許可、申請番号1番について事務局より説明します。
本件は、受人の事業拡大に伴う農地の所有権移転です。営農状況等に疑義はありません。

【会 長】 説明が終わりましたので、ご意見・ご質問を求めます。

(異議無しの声)

「異議無し」と認め、本案件を了承といたします。
続きまして、議案第1号農地法第3条許可、申請番号2番について、細井憲子委員より説明願います。

【細井憲子委員】 (議案第1号農地法第3条許可、申請番号2番について説明)

【会 長】 説明が終わりましたので、事務局より説明させます。

【事 務 局】 議案第1号農地法第3条許可、申請番号2番について事務局より説明します。
本件は、受人の事業拡大に伴う農地の所有権移転です。営農状況等に疑義はありません。

【会 長】 説明が終わりましたので、ご意見・ご質問を求めます。

(異議無しの声)

「異議無し」と認め、本案件を了承といたします。
続きまして、議案第2号農地法第5条許可、申請番号1番について、高橋徹司委員より説明願います。

【高橋徹司委員】 (議案第2号農地法第5条許可、申請番号1番について説明)

【会 長】 説明が終わりましたので、事務局より説明させます。

【事 務 局】 本件は、未使用の第3種農地を自己用駐車場として農地転用するものです。用地面積は、必要駐車台数と整合が図れていることから、本件は許可相当と判断できます。

【会 長】 説明が終わりましたので、ご意見・ご質問を求めます。

(異議無しの声)

「異議無し」と認め、本案件を了承といたします。
続きまして、議案第2号農地法第5条許可、申請番号2番について、高橋徹司委員より説明願います。

【高橋徹司委員】 (議案第2号農地法第5条許可、申請番号2番について説明)

【会 長】 説明が終わりましたので、事務局より説明させます。

【事 務 局】 本件は、第2種農地を自己用駐車場として農地転用するものです。代替性の検討結果は適当であり、用地面積は、必要駐車台数と整合が図れていることから、本件は許可相当と判断できます。

【会 長】 説明が終わりましたので、ご意見・ご質問を求めます。

(異議無しの声)

「異議無し」と認め、本案件を了承といたします。
続きまして、議案第2号農地法第5条許可、申請番号3番について、望月正己委員より説明願います。

【望月正己委員】 (議案第2号農地法第5条許可、申請番号3番について説明)

【会 長】 説明が終わりましたので、事務局より説明させます。

【事 務 局】 本件は、第3種農地に人工透析専門の診療所を建設するための申請で、令和4年7月7日に三島市土地利用事業の承認を受けています。

ベッド数に対する駐車台数は適当であり、転用面積は妥当と判断いたします。

また、本事業はすべて自己資金で賄う計画のため、残高証明書にて事業費を上回る預金残高を確認しました。

申請地には、抵当権や仮登記など、農地転用の妨げとなる権利の設定はされておらず、許可後の工事期間に遅滞なく転用する見込みがあります。

三島市農業委員会における現地調査では、排水経路等、周辺農地に影響がないことを確認しました。

以上のことから、立地基準、一般基準ともに満たすため許可相当と考えます。

【会 長】 説明が終わりましたので、ご意見・ご質問を求めます。

(異議無しの声)

「異議無し」と認め、本案件を了承といたします。
続きまして、議案第2号農地法第5条許可、申請番号4番について、高橋徹司委員より説明願います。

【高橋徹司委員】 (議案第2号農地法第5条許可、申請番号4番について説明)

【会 長】 説明が終わりましたので、事務局より説明させます。

【事 務 局】 本件は、第3種農地を自社用駐車場として農地転用するものです。用地面積は、必要駐車台数と整合が図れていることから、本件は許可相当と判断できます。

【会 長】 説明が終わりましたので、ご意見・ご質問を求めます。

(異議無しの声)

「異議無し」と認め、本案件を了承といたします。
続きまして、議案第3号農地法第3の2条許可の取消しについて事務局より説明します。

【事 務 局】 (議案第3号農地法第3の2条許可の取消しについて説明)

【会 長】 説明が終わりましたので、ご意見・ご質問を求めます。

(異議無しの声)

「異議無し」と認め、本案件を了承といたします。続きまして、議案4号、農地中間管理事業による農地利用集積配分計画の報告について、事務局より説明願います。

【事 務 局】 (議案第4号、農地中間管理事業による農地利用集積配分計画の報告について説明)

【会 長】 報告が終わりましたので、ご意見・ご質問を求めます。

(異議無しの声)

「異議無し」と認め、本案件を了承といたします。続きまして、報告第1号農地法第4条届出、申請番号1番について、事務局より報告します。

【事 務 局】 (報告第1号農地法第4条届出、申請番号1番について説明)

【会 長】 報告が終わりましたので、ご意見・ご質問を求めます。

(異議無しの声)

「異議無し」と認め、本案件を了承といたします。続きまして、報告第1号農地法第4条届出、申請番号2番について、事務局より報告します。

【事 務 局】 (報告第1号農地法第4条届出、申請番号2番について報告)

【会 長】 報告が終わりましたので、ご意見・ご質問を求めます。

(異議無しの声)

「異議無し」と認め、本案件を了承といたします。続きまして、報告第2号農地法第5条届出、申請番号1番について、事務局より報告します。

【事務局】 (報告第2号農地法第5条届出、申請番号1番について報告)

【会長】 報告が終わりましたので、ご意見・ご質問を求めます。

(異議無しの声)

「異議無し」と認め、本案件を了承といたします。続きまして、報告第2号農地法第5条届出、申請番号2番について、事務局より報告します。

【事務局】 (報告第2号農地法第5条届出、申請番号2番について報告)

【会長】 報告が終わりましたので、ご意見・ご質問を求めます。

(異議無しの声)

「異議無し」と認め、本案件を了承といたします。続きまして、報告第4号農地法第18条賃貸借の解約について、事務局より報告します。

【事務局】 (報告第3号農地法第18条賃貸借の解約について報告)

【会長】 報告が終わりましたので、ご意見・ご質問を求めます。

(異議無しの声)

「異議無し」と認め、本案件を了承といたします。続きまして、報告第4号租税特別措置法適格者証明について、事務局より報告します。

【事務局】 (報告第4号租税特別措置法適格者証明について報告)

【会長】 報告が終わりましたので、ご意見・ご質問を求めます。

(異議無しの声)

「異議無し」と認め、本案件を了承といたします。続きまして、

報告第5号農地中間管理事業による農地利用配分計画について、事務局より報告します。

【事務局】（報告第5号農地中間管理事業による農地利用配分計画について報告）

【会長】報告が終わりましたので、ご意見・ご質問を求めます。

（異議無しの声）

「異議無し」と認め、本案件を了承といたします。

以上、本日予定されていた議案は全て終了いたしました。これにて第804回三島市農業委員会総会を閉会といたします。